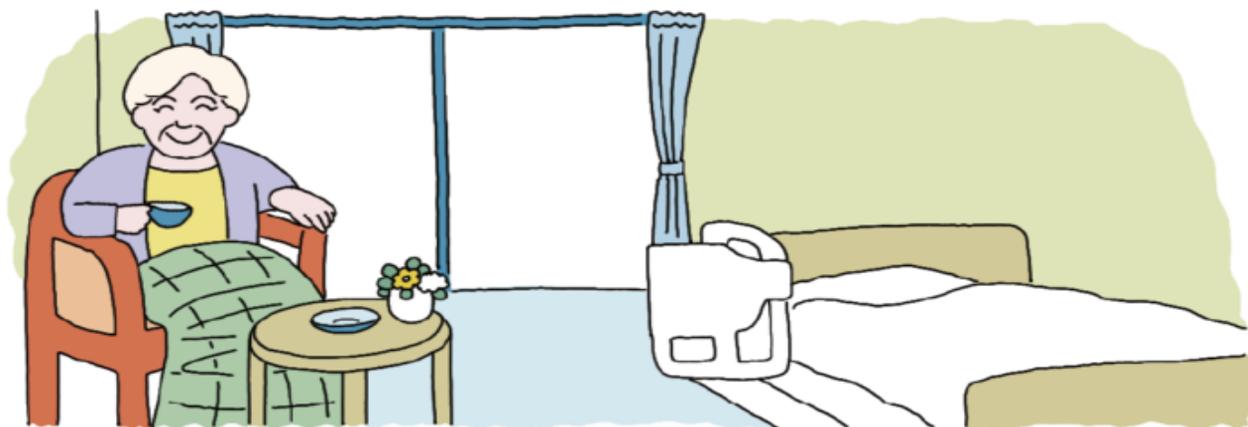


あなたの土地・不動産を、 地元の 高齢者施設のために、 ご活用いただけませんか？

～介護事業者とのマッチングをお手伝い～



令和6年度 横浜市 地域密着型サービス事業所整備促進のための民有地マッチング事業



土地の広さはどのくらい必要なの？

A. 前面道路や建築可能な面積にもよりますが、
400～700㎡くらいが目安です。



費用はかかるの？どの場所でもいいのか？

A. 相談やマッチングの費用は無料です。対象
とならない場所もありますが、まずはお問
い合わせください。



問合せ先 一般社団法人 かながわ福祉居住推進機構
電話:045-264-4784 / mail:kanaju@kanaju.xsrv.jp
〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階

横浜市 密着型 マッチング

検索



※ 補助制度は、条件や注意事項がありますので、詳細は、横浜市健康福祉局介護事業指導課発行の「小規模多機能型居宅介護事業、看護小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型共同生活介護事業（認知症高齢者グループホーム）建設の手引き」（以下、「建設の手引き」）をご確認ください。

マッチング事業について

横浜市では、「よこはまポジティブエイジング計画」に基づき、介護保険制度の地域密着型サービス事業所の整備を促進しています。これらは、高齢者の方が、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るためにとても重要な施設ですが、整備の進んでいない地域があるのが現状です。

本事業は、高齢者福祉への土地有効活用を希望する土地所有者等と、事業所開設を希望する運営法人をマッチングし、整備を推進することを目指しています。

マッチング対象者

- 横浜市内に所有する土地等を地域密着型サービス事業所(下記対象事業所)に有効活用したい個人・法人
- 横浜市内で地域密着型サービスの事業所(下記対象事業所)を開設希望の運営法人

対象となる事業所

- 小規模多機能型居宅介護事業所 ●看護小規模多機能型居宅介護事業所 ●認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)

事業内容

- マッチング説明会 ●個別相談会 ●税務・建築相談(事前予約制) ●施設見学会など
- ※日時、会場等の詳細については、QRコード(表面)先のホームページ、又はお電話にてご確認ください。

その他、よくある質問

Q 市街化調整区域の土地でも設置できる？

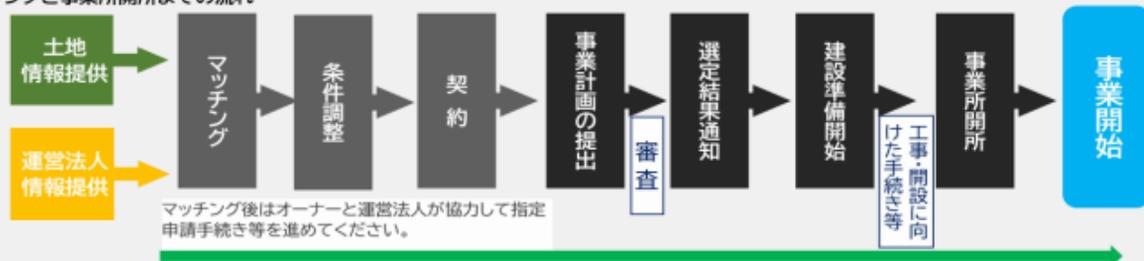
小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所は一定の基準に合致すれば可能です。

Q 実際の活用までどれぐらいかかるの？

事業所を運営する法人は、公募により選定します。運営法人が立てた事業計画を横浜市が審査し、計画が選定されて初めて事業所の建設を行うことができます。公募への応募から実際の開設までは約2年間の期間を要します。

例: R7.6月末頃 計画提出締切 → 審査期間 → R7.11月頃選定結果 → 結果通知後、建設準備開始 → 工事・開所に向けた手続き等 → R9.4月開所

マッチングと事業所開所までの流れ



注意事項等

- ※ ご提供いただいた情報は、個人情報保護法に基づき厳重に管理し、本事業の運営のために適切に取扱います。
- ※ 紹介いただいた対象地に事業所の建設が可能かどうかは、運営法人に調査・確認を行っていただきます。
- ※ 事業所の開設にあたっては、運営法人の事業計画が横浜市の審査を受け選定される必要があります。
- ※ 不動産契約にあたっては、土地所有者等(オーナー)と運営法人にて条件を調整していただきます。
- ※ 立地条件によっては開設できない土地がございますので、あらかじめご承知おきください。
- ※ 土地情報の紹介は、事業計画の選定を保証するものではありません。また、選定の審査において有利になるものではありません。
- ※ 事業所の整備は日常生活圏域(*)ごとに進めており、募集圏域は、「建設の手引き」にて公表しています。毎年度、募集圏域を更新していますので、最新の「建設の手引き」をご確認ください。
- *日常生活圏域:横浜市ではおおむね中学校区(人口規模2~3万人)を目安とし、地域ケアプラザの区域を基本として148か所設定しています。



横浜市 密着型 事業所整備促進

検索

事業受託期間 令和6年6月1日~令和7年3月31日

※受託期間外は、下記の横浜市健康福祉局介護事業指導課 整備担当に、お問い合わせください。電話:045-671-3414 FAX:045-550-3615